

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の210」を「100分の215」に、「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項の規定は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第 3 条の規定を適用する場合には、改正前の同条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなす。